

第6条 公開しないことができる情報

「情報公開条例運用の手引き」抜粋

第4号ア（審議、検討、調査研究等に関する情報）

ア 町の内部機関又は機関相互における審議、検討、調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査等に著しい支障があるもの。

【趣旨】

これは、行政における内部的な審議、検討、調査等の意思決定過程の情報について、公正な意思決定を行うという目的を損なうことを防止し、当該審議、検討、調査等の円滑な実施を確保する観点から定められたものである。

【解説】

- 1 「町の内部機関」とは、町のすべての機関をいい、実施機関となっている機関（町長、議会、教育委員会その他行政委員会）及びそれらの附属機関（審議会、協議会等）のほか実施機関等の職員も含む。
- 2 「審議、検討、調査等に関する情報」とは、町の内部における審議、検討、調査研究、意見調整、打合わせなどに直接使用する目的で作成または取得した情報をいい、そのほかに、これらの審議等に関連して作成又は取得した情報を含む。
- 3 「当該審議、検討、調査等に著しい支障がある情報」とは、次のようなものがある。
 - (1) 未成熟な情報であって、公開することにより住民に不正確な理解や誤解を与える情報
 - (2) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換ができなくなる情報
 - (3) 公開することにより、今後十分な検討材料が得られなくなる情報
 - (4) その他公開することにより、審議、検討、調査等に著しい支障がある情報
- 4 審議、検討、調査等に関する情報は、この規定によりすべて非公開となるのではなく、上記3に該当するときのみ非公開と決定することができる。
- 5 起案文書については、起案者により起案された時点から決裁されるまでは、審議検討に関する文書と考えられるが、それをもって当然に非公開となるのではなく、上記3に該当するかどうか判断の基準になる。また、多くの場合、起案前の検討段階が実質的な審議、検討過程であり、起案から決裁までは、形式的なものと考えられるため、併せて考慮する必要がある。

審議、検討、調査研究等に関する情報

分 類	細 分 類	文 書 件 名 例
公開することにより、 審議、検討、調査等に 著しい支障があるもの	未成熟な情報であって、公開 することにより住民に不正確な 理解や誤解を与える情報	庁内で検討中に係る情報の うち、この項目に該当する情 報
	公開することにより、自由か つ率直な意見交換ができなくな る情報	審議会及び庁内会議の会議 録、報告書のうち、この項目 に該当する情報
	公開することにより、今後十 分な検討材料が得られなくなる 情報	事務事業の企画・検討のた め収集した資料又は行政運営 上必要な協議、調整等のため の資料のうち、この項目に該 当する情報
	その他公開することにより、審議、検討、調査等に著しい支 障があるもの	